

呈峰會館規約(抜粋)

第1章 総則

- (名称)
第1条 本會館は、呈峰會館と称する。
- (所在)
第2条 本會館は総本部を愛知県岡崎市に置く。
- (目的)
第3条 本會館は、健全な青少年育成に寄与する事と、空手道の国民体育化を目的とする。
- (活動)
第4条 本會館は、前条の目的を達成する為次の活動を行う。
(1) 青少年の健全育成を図る活動
(2) 文化及びスポーツの復興を図る活動

第2章 会員（見習い錬士）及び組織

- (会員)
第6条 本會館は空手道への精進を志す健全な会員（見習い錬士を目指す。以下会員）をもって組織し、会員は本會館の規約及び統制に服し、いかなる時も一つの団体でなければならない。
1. 会員は、館長の許可無く他流派との交流及び重複入会は出来ない。
2. 本會館の中央技術本部・中央指導本部の部員以外は他流派の事を調査・研究してはならない。

第7章 入会及び退会

- (入会)
第20条 本會館へ入会意思を有する者は、支部等を通して所定の書類に記入の上、総本部に申請しなければならない。
2. 支部によっては住民票の写しを必要とする。
- (入会制限)
第21条 本會館では暴力団関係及びそれに類似する団体に、在籍及び交友関係のある者は一切の立ち入り禁止する。また、入会後判明した場合は、速やかに退会手続きをとり、返金を要しない。
2. 本會館の目的及び統制に不適格と判断された者は、入会出来ない。

- (退会)
第22条 本會館より退会を希望する者は、支部等を通して所定の退会届けを総本部へ提出するものとする。
2. 退会した者は、会員としての一切の権利を失う。

第8章 賞罰

- (表彰)
第23条 本會館に著しい功績のあった者に対し、総本部会議の推薦に基づき館長名を以って表彰状及び副賞を贈ることが出来る。
2. 前項の表彰基準、方法等については、別に定める。
- (特待生)
第24条 大会場において著しい功績のあった者に対し、総本部会議の推薦に基づき級位資格を与える。
2. 前項の表彰基準、方法等については、別に定める。
- (罰則)
第25条 本會館の名誉を棄損し、本會館の目的に反した者並びに総本部の統制に反した者は、総本部会議の決議に基づき、館長名を以って次のごとく処分する。
(1) 破門（関係各機関に通知）
(2) 除名（関係各機関に通知）
(3) 退会処分
(4) 活動停止又は謹慎
(5) 戒告
2. 破門処分・除名処分又は退会処分を受けた者は、会員たる一切の権利及び既に取得した資格を全て失う。

3. 活動停止又は謹慎の期日は、3年以内の範囲で総本部会議の決議するところによる。
4. 本會館の会員が統制に反したり、事件に巻き込まれた場合、すべて本人の責任において処理をし本會館及び本會館の個人に迷惑をかけるものとする。
- 第26条 会員は、館長の許可無く当會館で学んだすべての事項の一部でも他に流用又は指導してはならない。もしその様な行為をした場合、相当な賠償をもって償わなければならない。

個人情報取り扱いについて

呈峰會館では、見習い錬士の皆様の個人情報の重要性を認識し2005年4月1日の個人情報保護に関する法律の施行に伴って、個人情報保護の為の會館内体制作りを行ってまいりました。2005年3月1日に公表しました個人情報保護方針に従って呈峰會館本・支部は、見習い錬士の皆様の個人情報の重要性を認識し大切に扱うとともに、より良い空手道を指導して行きます。その為、以下の取り組みを推進し、責任を持って皆様の個人情報を保護致します。

- (法令の遵守)
呈峰會館は個人情報保護法その他関係する法令等を遵守致します。
- (個人情報の収集目的)
呈峰會館が個人情報を収集させて頂く目的は次の通りです。
 - 呈峰會館が必要な手続きを行う為
 - 呈峰會館の情報などを送付させて頂く為
 - その他必要に応じて見習い錬士の皆様に連絡を行う為
- (個人情報の利用へのご承諾)
呈峰會館では会員の皆様から個人情報を収集する場合には、利用目的を明示しご承諾を頂いた上で、その目的達成に必要な範囲で収集させて頂きます。
- (個人情報の利用)
呈峰會館が会員の皆様の個人情報を利用するにあたっては、利用目的の範囲内でのみ利用する事とし、その目的の範囲内を逸脱した利用は致しません。
- (安全管理の措置)
呈峰會館は会員の皆様の個人情報を厳重に管理し、不正アクセス・紛失・破壊・改ざん・漏洩等に対する予防・是正措置及び安全対策を講じます。
- (第三者提供の制限)
呈峰會館は会員の皆様の個人情報を厳重に管理し、以下のいずれかに該当する場合を除き、会員の皆様の承諾無く第三者に開示・提供する事はありません。また会員の皆様からご提供頂いた個人情報を、業務委託先に預託する場合は、安全管理に関する契約を締結し、その委託先から漏洩・再提供の防止等を計ります。
 - ①会員の皆様の同意がある場合
 - ②個人を識別する事が出来ない状態で開示する場合
 - ③業務を円滑に進める等の理由で外部業者に取り扱いを委託する場合
 - ④法令等により開示を要求された場合
 - ⑤人の生命身体又は財産の保護の為に必要であって、会員の皆様の同意を得ることが困難である場合
 - ⑥国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行する事に對して協力する必要がある場合であって、会員の皆様の同意を得る事により当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合
- (個人情報の開示・訂正等)
呈峰會館がお預かりする会員の皆様の個人情報に関して、会員の皆様が個人情報の確認・訂正等をご希望される場合には、合理的かつ必要な範囲内において速やかに対応させて頂きます。

お問い合わせ：特定非営利活動法人 國際武道空手連盟
呈 峰 會 館
総 本 部 事 務 局

TEL 0564-54-3060 FAX 0564-54-3054
ホームページから <http://www.teihou.org>